

○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	身体拘束廃止未実施減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (389単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	ロ 重症心身障害児の場合 (501単位)					
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合 (338単位)					
	ニ 重症心身障害児の場合 (450単位)					
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
事業所内相談支援加算	イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき100単位を加算)					
	ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき80単位を加算)					
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算)					
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度		(1回につき94単位を加算)				
特別支援加算		(1日につき54単位を加算)				
個別サポート加算(Ⅰ)		(1日につき100単位を加算)				
個別サポート加算(Ⅱ)		(1日につき125単位を加算)				
送迎加算(重症心身障害児に限る)		(片道につき37単位を加算)				
保育職員加配加算		(1日につき50単位を加算)				
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)				
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)				
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)				
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)				
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)				
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)				
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算)					
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)					
保育・教育等移行支援加算		(1回を限度として500単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×126/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×92/1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×51/1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×20/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1,000)					